

**京都市男女共同参画センター指定管理者選定委員会委員の
公募及び選考に関する要領**

1 目的

京都市男女共同参画センター指定管理者選定委員会は、京都市男女共同参画センターに係る京都市公の施設の指定管理者の手續等に関する条例第16条の規定に基づいて設置する附属機関であり、委員の一部を公募することにより、広く市民の意見を市政に反映させることを目的とする。

2 募集人数

1名

3 任期

委嘱の日から2年間

4 応募資格

応募日現在において、次に掲げる要件をすべて満たされている方

- (1) 男女共同参画の推進に関する本市の施策に理解・関心のある方
- (2) 市内に居住又は通勤、通学する年齢18歳以上の方（国籍は問いませんが、日本語での会話が可能な方に限ります。）
- (3) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
- (4) 過去に本市の常勤職員でない方
- (5) 本市の附属機関等に2つ以上、市民公募委員として参画していない方
- (6) 平日に開催される会議（概ね年2回程度）に出席できる方

※ 指定管理者として応募した団体に対して、特別な利害関係を有する場合（例：応募団体の代表者を委員の家族が務めている場合など）は、委員会に出席できませんので、あらかじめご了承ください。

5 募集方法

市役所案内所、各区役所・支所の地域力推進室、京都市男女共同参画センター等で募集ちらし及び応募用紙を配布するとともに、京都市情報館においても情報を掲載し、郵送、ファクシミリ又は電子メールで応募を受け付ける。

なお、受け付けた応募用紙は返却しない。

【記載事項】

①氏名及びふりがな、②生年月日及び年齢、③性別、④住所及び電話番号、⑤職業、⑥（市外在住の方のみ）通勤・通学先の所在地、⑦地域活動・市民活動などの取組内容、⑧応募動機、⑨7月21日（火）～8月10日（月）の委員会参加の可否、⑩小論文（課題「京都市男女共同参画センターの運営のあり方について」800字程度）

6 募集期間

令和8年6月8日（月）から令和8年6月22日（月）まで【17時必着】

7 選考方法

本要領4に掲げる要件を満たす応募者について、次の評価方法により書類選考する。ただし、必要があるときは、併せて応募者の面接を行うものとする。

(1) 評価者

- ア 文化市民局共生社会推進室長
- イ 文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進課長
- ウ 文化市民局共生社会推進室計画推進係長

(2) 評価方法

応募者から提出された小論文及び応募動機について、各評価者が、それぞれ次に掲げる項目ごとに5段階で採点する。

なお、採点に当たっては匿名で評価を行うこととする。

- ア 男女共同参画に関する知識・理解があること。
- イ 選定委員としての業務に強い積極性・熱意を示していること。
- ウ 他の委員と論理的に議論することが期待できること。

(3) 内定

最も点数の高かった者から連絡を行い、就任の意思を確認したうえで、委員委嘱を内定する。その際、辞退の申出等があった場合は、次点の者へ委員就任を依頼する。

(4) 通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知する。

8 市民公募委員の解嘱等

(1) 市民公募委員に次の事由が生じたときは、当該公募委員は解嘱されるものとする。

- ア 本要領4に掲げる要件に該当しなくなったとき
- イ 応募用紙の記入事項に重大な虚偽があることが判明したとき
- ウ 辞任の申出があったとき
- エ 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき
- オ その他、委員としてふさわしくない行為があったとき

(2) 任期の途中で、市民公募委員に欠員が生じた場合、補充はしないものとする。

9 委員報酬

会議の出席ごとに委員報酬を支払う。